

令和3年1月

お客さま各位

氷見伏木信用金庫

### 未利用口座管理手数料の新設について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年4月1日以降に開設される普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座について、「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしました。

お客さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、令和3年3月31日までに開設された普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座には、未利用口座管理手数料のご負担はありません。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の対象口座

令和3年4月1日以降に開設する普通預金口座（総合口座を含む）と貯蓄預金口座

#### 2. 対象条件

最後のお預入れまたは払戻し（お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座  
ただし、次の場合は対象となりません。

- ・当該口座の残高が10,000円以上の場合
- ・定期性預金、国債、保険など預かり資産の取引がある場合
- ・お借入の取引（当座貸越契約を含む）がある場合

#### 3. 手数料金額

年間1,320円（税込み）

#### 4. 取り扱い

- ・対象となった口座のお客さまに事前に文書にて通知します。
- ・通知後、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、当該口座から本手数料を引落しいたします。
- ・残高不足により本手数料の引落しができない場合、残高を本手数料の一部として引落しさせていただき、当該口座を自動解約します。

以上